

令和5年第4回定例会

文教経済常任委員会会議概要

委員長 工藤 健

副委員長 万徳 なお子

1 開催日時 令和5年12月13日（水曜日）午前10時27分～午前11時55分

2 開催場所 第1・第2委員会室

3 審査案件

- (1) 議案第130号 青森市民美術展示館条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第133号 青森市斎場条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第135号 契約の締結について
(青森市斎場整備運営等事業 施設整備業務)
- (4) 議案第141号 公の施設の指定管理者の指定について
(青森市斎場及び青森市浪岡斎園)
- (5) 議案第137号 公の施設の指定管理者の指定について
(青森市西部市民センター)
- (6) 議案第138号 公の施設の指定管理者の指定について
(青森市浪岡中央公民館)
- (7) 議案第139号 公の施設の指定管理者の指定について
(青森市りんごセンター)
- (8) 議案第140号 公の施設の指定管理者の指定について
(青森市幸畑墓苑)
- (9) 請願第6号 物価高騰から事業者の営業を守るための支援金を求める請願
- (10) 請願第8号 エネルギー・食料品価格等の物価高騰から事業者を守るための支援策を求める請願

4 報告事項

- (1) 青森市総合体育館ネーミングライツ・スポンサーについて
- (2) 「令和6年青森市中央卸売市場及び公設地方卸売市場初せり式」の開催について
- (3) 事故の報告について
- (4) 令和5年度青森市はたちのつどいについて
- (5) 証明書コンビニ交付サービスに係るスマートフォン用電子証明書への対応開始について

○出席委員

委員 長 工 藤 健
副委員 長 万 徳 なお子
委員 相 馬 純 子
委員 小 熊 ひと美

委員 柿 崎 孝 治
委員 山 本 武 朝
委員 奈良岡 隆
委員 小 倉 尚 裕

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教 育 長 工 藤 裕 司
市 民 部 長 佐 藤 秀 彦
経 済 部 長 横 内 信 満
農 林 水 産 部 長 大久保 文 人
教育委員会事務局教育部長 小 野 正 貴
農業委員会事務局長 小笠原 訓 史
経 済 部 次 長 船 橋 正 明

農林水産部次長 中 村 敦
中央卸売市場長 白 坂 孝 志
教育委員会事務局教育次長 武 井 秀 雄
教育委員会事務局総務課長 金 澤 敦
文化学習活動推進課長 東 條 英 哲
浪岡教育課長 福 原 崇
関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 北 山 賢 臣
議事調査課主幹 風 晴 英 樹

議事調査課主査 笹 田 貴 子

○工藤健委員長 ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。

それでは、早速、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案 8 件及び請願 2 件について、ただいまから審査いたします。

この際、私から申し上げます。委員の皆様及び理事者側とも、質疑は簡潔にお願いいたします。

また、質疑に当たっては、本委員会が所管している部局に限り、お願いいたします。

では、初めに、議案第130号「青森市民美術展示館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第130号「青森市民美術展示館条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

本条例の改正概要をまとめました配付資料 1 を御覧ください。

初めに、「1 提案理由」であります。本議案は、令和 6 年春開業予定の J R 青森駅東口ビルに移設予定の青森市民美術展示館につきまして、移設後の施設の位置を変更し、及び当該市民美術展示館の使用料の額を定めるため、提案するものであります。

次に、「2 施設概要」についてであります。1 つに、位置は青森市柳川一丁目 1 番 1 号、J R 青森駅東口ビル 4 階となります。2 つに、面積は 562 平方メートルとなっております。

別紙資料の図面 2、各ギャラリー面積を御覧ください。（発言する者あり）

失礼いたしました。先ほどの位置でありますけれども、青森市柳川一丁目 1 番 5 号であります。謹んでおわびし、訂正させていただきます。

それで、別紙資料の図面 2 でありますけれども、展示室につきましては、ギャラリー 1 が 58.37 平方メートル、ギャラリー 2 は 97.18 平方メートル、ギャラリー 3 は 88.41 平方メートル、ギャラリー 4 は 51.87 平方メートル及びシェアスペースは 46.7 平方メートルとなっております。シェアスペースは、ギャラリー 1 からギャラリー 4 までを同一の者が借りる場合に使用を可能とし、それ以外の場合は通路として使用することとしております。

なお、展示室天井の高さは 3 メートルとなっております。

次に、別紙資料の 1、全体図面を御覧ください。

ギャラリー等のほかに、事務室、男女トイレ、多機能トイレ、授乳室、バックヤード等を設置いたします。

配付資料 1 にお戻りください。

「3 改正内容」についてであります。1 つに、本条例第 3 条関係としまして、

青森市民美術展示館の位置を J R 青森駅東口ビルの所在地に変更いたします。2 つに、本条例別表関係といたしまして、移設後の市民美術展示館の使用料の額を定めるものであります。

配付資料 2 の新旧対照表を御覧ください。

第 3 条の位置につきまして、現在の「青森市新町二丁目七番一号」から、J R 青森駅東口ビルの所在地となります「青森市柳川一丁目一番五号」に変更いたします。

別表中、展示室について、室名を一階展示室からギャラリー 1 といたしまして、使用料につきましては、展示品を販売しない場合であって、観覧料を徴収しない場合を 4450 円から 2450 円とするなど、資料に記載のとおり変更するものであります。

2 ページを御覧ください。

備考欄の 2 につきまして、他の施設と同様に、使用のための準備及び原状回復に要する時間は使用時間に含むとする規定を明記いたします。また、備考欄の 3 につきましては、今回、貸出用の設備や備品を導入いたしますことから、それらの使用料は教育委員会規則で定めること、また、備考欄の 4 につきましては、今回、展示室に持込み器具を使用できるように電源コンセントを新設いたしますことから、他の施設と同様に、電気料等の実費を徴収する旨、規定するものであります。

配付資料 1 にお戻りください。

「4 施行期日」につきましては、J R 東日本の発表では、J R 青森駅東口ビルの開業が令和 6 年春予定となっております、具体的な日時が確定しておりませんことから、教育委員会規則で定める日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○工藤健委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 早速、意見を申し述べたいと思います。

利用者の皆さんに——私も、知り合いがいるだけですから、全体に聞いたわけではありませんが、料金のことについては、今の市民美術展示館でも、自分たちが借りるには、やっぱり、結構、負担が大きいと。ましてや、平米当たりの単価が上がったということで、この新旧対照表を見ても、上がっていると。

それで、説明は、J R ビルの 1 等地に移設されるからというふうにも申し上げましたが、それを、むしろ、団体としては望んだわけでもないということと、説明自体、料金がどういうふうになるのかということ自体が、私が聞いた何人かの団体の代表の方は、全然、聞いていないということで、周知がどこまでされているのかなというのもありました。

結果的に、値上げというのは、市民の利用にとっては、負担が大きくなるということを経験して、これを理由に反対をいたします。

以上です。

○工藤健委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第130号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○工藤健委員長 起立多数であります。

よって、議案第130号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第133号「青森市斎場条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第135号「契約の締結について（青森市斎場整備運営等事業 施設整備業務）」及び議案第141号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市斎場及び青森市浪岡斎園）」の計3件につきましては、関連がありますので、一括議題といたします。

なお、採決は各議案ごとに行います。

それでは、これら3件の議案に対する説明を当局から求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 議案第133号「青森市斎場条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第135号「契約の締結について（青森市斎場整備運営等事業 施設整備業務）」、議案第141号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市斎場及び青森市浪岡斎園）」、以上3件の議案につきましては、関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

まずは、議案第135号「契約の締結について（青森市斎場整備運営等事業 施設整備業務）」について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

初めに、契約の概要についてであります。

業務名称は、「青森市斎場整備運営等事業 施設整備業務」となっております。

場所は、青森市大字新町野字菅谷138番地1であり、現斎場の敷地となっております。

業務内容につきましては、青森市斎場に関する設計業務、建設業務及び工事監理業務となっております。

工事内容につきましては、新青森市斎場の建設工及び現青森市斎場解体工等一式となっております。

参考といたしまして、施設概要と今後の予定について記載しております。

施設概要にもありますとおり、遺族控室が7室とこれまでの4室から増え、また、告別室兼収骨室が4室とこれまでの2室から増えることにより、現在の斎場では、夕方前の三次火葬4件を加えて、1日12件であったものが、新青森市斎場の夕方前までに終了できる火葬件数は、1日当たり14件となります。

ほかにも施設機能が追加されることにより、御遺族の方々には、故人とお別れする大切な時間をこれまで以上に安心してお過ごしいただけるものと考えております。

次に、契約の相手方についてであります。

相手方の所在は宮城県仙台市青葉区中央三丁目2番1号、名称は日本国土開発・倉橋建設・宮本工業所・山下設計・八洲建築設計青森市斎場整備運営等事業共同企業体となっております。

同者については、本事業の落札決定者であります、株式会社合人社計画研究所青森営業所を代表企業とする7社で構成するグループのうち、施設整備業務のため構成される建設事業者による共同企業体であります。

次に、契約金額につきましては、設計・建設工事請負契約に係る契約金額として、28億280万円に物価変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額となっております。

最後に、契約の方法についてであります。

本事業を行う者を選定するため、地方自治法施行令第167条の10の2第1項の規定により、総合評価一般競争入札を行い、同条第3項に規定する最も有利なもの決定は、青森市斎場整備運営等事業者選定委員会での審査における総合評価点の最も高い者としたところであり、その結果、総合評価点が80.85点であった事業者グループを落札決定者としたものであります。

また、資料の2枚目と3枚目に、参考といたしまして、本施設の整備イメージ図を添付しております。

続きまして、議案第133号「青森市斎場条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

資料を御覧ください。

初めに、提案理由であります。

青森市斎場整備運営等事業は、施設整備と施設の維持管理・運営について一体で事業者選定を行うものであったため、指定管理者の指定については、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に規定される委員会によらず、当該事業に係る委員会で選定した事業者を指定管理者の候補者とできるよう、青森市斎場条例を改正する必要性があり、提案するものであります。

次に、改正内容につきましては、別紙の新旧対照表を御覧ください。

青森市斎場条例における第8条の指定管理者による管理の規定について、第2項を加え、斎場の整備及び運営を行う者を選定するために設置した委員会において選定された事業者があるときは、当該事業者を斎場の管理を行うものとして指定し、これを行わせることができる旨を規定するほか、指定管理者に係る所要の改正を行うものであります。

最後に、施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行することといたします。

最後になりますが、議案第 141 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市斎場及び青森市浪岡斎園）」について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

初めに、対象施設であります。

青森市斎場整備運営等事業におきまして、維持管理・運営業務を行う施設である青森市斎場、青森市浪岡斎園の 2 施設となります。

次に、指定管理者候補者及び選定理由についてであります。

指定管理者候補者は青い森斎場株式会社であり、同者は青森市斎場整備運営等事業者選定委員会において、提案内容に関する内容評価と提案価格に関する価格評価を総合的に評価して選定された事業者グループにより設立されました特別目的会社、いわゆる S P C であります。

最後に、指定期間であります。

指定期間は、青森市斎場整備運営等事業の維持管理・運営業務期間としております令和 6 年 4 月 1 日から令和 28 年 3 月 31 日までの 22 年間としております。

なお、来年度より、指定管理者が変更となりますが、入念に引継ぎを行いまして、万全の体制を整えたいと考えております。

以上、議案第 133 号「青森市斎場条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第 135 号「契約の締結について（青森市斎場整備運営等事業 施設整備業務）」、議案第 141 号「公の施設の指定管理者の指定について」の 3 件の議案について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○工藤健委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 こちらも、早速、意見を申し述べたいと思います。

斎場を新しく建て替えるということは、大変、喜ばしいことですが、このたびの運営をこの契約の相手方——仙台にある青森市斎場整備運営等事業共同企業体、その会社は、日本国土開発・倉橋建設・宮本工業所・山下設計・八洲建築設計と、いずれもどちらかというと建築関係の会社の方々に、御説明では、引継ぎを万全にするという御説明がありましたけれども、やはり、亡くなった方を見送る大事な場所を、22 年間、運営を任せることができるかどうかということに関しては、大変、心配があります。

ですので、やはり、ここは、従来どおりの運営で進めていただきたかったということをおしりまして、反対といたします。議案第 133 号、議案第 135 号、議案第 141 号、いずれも運営に絡んできますね。ですので、いずれも反対です。

○工藤健委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ、質疑は……

〔佐藤秀彦市民部長「委員長、よろしいでしょうか」と呼ぶ〕

○工藤健委員長 答弁しますか。市民部長、どうぞ。

○佐藤秀彦市民部長 すみません、ただいま御意見ということでしたけれども、事業者のグループのことで、先ほど、主に建設・建築関係の業者が主なものというところだったんですが、こちらは、契約の相手方が、今回、斎場の解体も含めた新斎場の整備に係る業者がこちらのグループであるということになりまして、運営は、先ほど、指定管理者の指定をするほうで説明しました青い森斎場株式会社という会社になりまして、そちらについては、建設業者のみならず、維持管理・運營業務を行う業者も含まれた企業、SPC——特別目的会社となっておりますので、そこは2つの法人が違うものということになっておりますので、訂正させていただきます。

〔小倉尚裕委員「それがあつたら、私も、当然、あります」と呼ぶ〕

○工藤健委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 当然、総合評価方式の形とSPCは全く別物ですので、私も、今の説明がちょっと市民部長からあつて、SPCがあくまで運営すると。それで、それは今までの、青い森斎場株式会社が、ずっと今まで、ある意味で、この業務というのは、やってくる団体ですよ。

○工藤健委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 今回の整備に伴つて、いわゆる入札のほう、総合評価一般競争入札方式のほうで参加されたグループ企業になりまして、今、現斎場を運営しているのは、また別の指定管理者がこれまで実施しておりまして、今度は、先ほど、一度申し上げましたけれども、指定管理者が変わるといふ形を想定しております。

○工藤健委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 建築と運営は一体の契約であり、当然、その中での指定管理の評価点になっているんだと思います。

当然、その中で、この採点等を見ましても、SPCそれ自体が不安であるというふうな要素はないのかなというふうな感じは持っていますので、私は賛成します。

○工藤健委員長 万徳委員はいいですか。

○万徳なお子委員 はい、いいです。

○工藤健委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

採決については、各議案ごとに行います。

まず、議案第133号について採決いたします。

議案第133号については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第133号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○工藤健委員長 起立多数であります。

よって、議案第133号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第135号について採決いたします。

議案第135号についても、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第135号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○工藤健委員長 起立多数であります。

よって、議案第135号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第141号について採決いたします。

議案第141号についても、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第141号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○工藤健委員長 起立多数であります。

よって、議案第141号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第137号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市西部市民センター）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 議案第137号の説明に先立ちまして、本定例会に提出しております議案のうち、本常任委員会に関係する施設の公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定につきましては、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づきまして、議会の議決を経て指定することになっております。

このたび、令和6年3月31日をもちまして指定期間が満了となる施設について、指定管理者の候補者を決定しましたことから、本条例に基づき、指定に係る議案について提出するものであります。

配付資料「公の施設の指定管理者の指定について」を御覧ください。

こちらの資料は、本常任委員会に関係する施設の指定管理者の選定結果を取りまとめたものであります。

初めに、このたびの指定管理者の募集期間といたしましては、令和5年8月25日

から令和5年9月29日まで各施設の指定管理者募集要項を配布し、令和5年9月22日から令和5年9月29日まで応募の受付を実施いたしました。

指定管理者候補者の選定に当たりましては、企画部次長を委員長とし、学識経験者、財務等に識見を有する者及び各部局の次長職にある者で組織いたします指定管理者選定評価委員会におきまして、応募団体から提出されました書類に基づき、管理運営方針や職員等の配置計画、サービス向上対策及び収支計画等の審査項目について、各項目の点数化による客観的な評価を行い、候補者を選定いたしました。

指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。

次に、各施設の指定管理者候補者の選定結果について御報告いたします。

本常任委員会に関係する施設といたしましては、教育委員会事務局の所管が No. 1、青森市西部市民センター及び No. 2、青森市浪岡中央公民館の2施設、農林水産部の所管が No. 3、青森市りんごセンターの1施設、経済部の所管が No. 4、青森市幸畑墓苑の1施設の合計4施設となっております。

今回選定されました各施設の指定管理者候補者につきましては資料のとおりであります。このうち、指定管理者を公募とした施設は2施設となっており、いずれの施設も、応募者は1者となっております。

それでは、議案第137号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市西部市民センター）」について御説明いたします。

議案第137号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

「1 対象施設」は、青森市西部市民センターであります。

次に、「2 選定方法」につきましては、「(1) 選定基準及び配点」の表に記載のとおり、項目ごとに選定基準及び配点を設けており、大きく4つの項目に分類いたしますと、「1 管理運営全般について」は20点、「2 管理について」は50点、「3 運営について」は40点、「4 効率性について」は25点としており、4項目の合計で135点を満点としております。

2ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、「4 効率性について」を除き、「大変よい」を満点、「全く不十分」を零点とする6段階で、各選定評価委員会委員が応募団体からの提案内容を項目ごとに評価しております。

「4 効率性について」の採点基準につきましては、指定管理料基準額に対しまして、提案された指定管理料の経費縮減率によって、表に記載のと通りの配点としております。

なお、最低基準点につきましては、業務の質の得点を重視する観点から、選定基準項目のうち「4 効率性について」を除き、それ以外の選定基準項目を全て「普通」とした点数の合計、66点を最低基準点とし、応募者の合計得点がこれに満たな

い場合は失格としております。

3ページを御覧ください。

「3 応募団体名」であります。指定管理者の募集に当たりましては、青森市指定管理者制度導入基本方針の非公募要件である「地元住民団体が管理運営を行うことにより、コミュニティ意識の醸成や地域住民による主体的な活動の促進といった効果が期待できる」ことから非公募としたものでありまして、応募団体名につきましては、青森市西部市民センター管理運営協議会で、現在の指定管理者であります。

次に、「4 審査結果」につきましては、3ページから4ページにかけての表に記載のとおりとなっております。指定管理者選定評価委員会委員の採点の平均値であります応募団体の「得点」の合計は91.36点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容など、評価のポイントを記載しておりますので、御参照ください。

最後に、選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、「効率性について」を除いた点数、74.44点が最低基準点、66点以上を獲得しておりますことから、青森市西部市民センター管理運営協議会が、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第137号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○工藤健委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 質疑ですけれども、西部市民センターの中にある児童集会室及びプールも、この事業者の管理に当たるのでしょうか。

○工藤健委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 御質疑にお答えいたします。

児童集会室、プールとも、この指定管理者の業務の中に入っております。

以上でございます。

○工藤健委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 反対するものではありませんが、この児童集会室のパソコンが壊れても、すぐに、この指定管理者が対応してくれなかったという声を頂いておりますので、教育委員会としても、ぜひ御指導いただくよう、お願いいたしまして、この議案には賛成いたします。

○工藤健委員長 ほかに発言ありませんか。

〔小野正貴教育委員会事務局教育部長「委員長、よろしいですか」と呼ぶ〕

○工藤健委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 児童集会室の部分につきましては、所管が

福祉部になりますので、こちらからお伝えしたいと考えております。

以上でございます。

〔万徳なお子委員「お願いします」と呼ぶ〕

○工藤健委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 今のパソコンの変更、入替えでありましたけれども、これは指定管理者でしたでしょうか。これは市の備品の扱いで、市でパソコン等は——取り替えるのは、これは指定管理者ではないのではなかったでしょうか。ちょっと確認です。

○工藤健委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 御質疑にお答えいたします。

大変申し訳ないのですが、ここの空間といいますか、部分につきましては、福祉部が所管しております、パソコン自体をどちらが準備したものかというのがちょっと、私のほうでは分かりませんので、大変申し訳ありませんが、お答えできないものであります。

〔小倉尚裕委員「分かりました」と呼ぶ〕

○工藤健委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第137号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第138号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡中央公民館）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 議案第138号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡中央公民館）」について御説明いたします。

議案第138号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

「1 対象施設」は、青森市浪岡中央公民館であります。

次に、「2 選定方法」につきましては、「(1) 選定基準及び配点」の表に記載のとおり、項目ごとに選定基準及び配点を設けており、大きく4つの項目に分類しますと、「1 管理運営全般について」は20点、「2 管理について」は50点、「3 運営について」は40点、「4 効率性について」は25点としており、4項目の合計で135点を満点としております。

2 ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、議案第 137 号と同様に、記載のとおりとなっております、最低基準点につきましては 66 点としております。

3 ページを御覧ください。

指定管理者の募集に当たりましては、議案第 137 号と同様の理由から非公募としたものでありまして、「3 応募団体名」につきましては、浪岡生涯学習施設管理運営協議会で、現在の指定管理者であります。

次に、「4 審査結果」につきましては、3 ページから 4 ページにかけての表に記載のとおりとなっております、指定管理者選定評価委員会委員の採点の平均値であります応募団体の得点の合計は 103.09 点となっております。

最後に、選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、「効率性について」を除いた点数、84 点が最低基準点、66 点以上を獲得しておりますことから、浪岡生涯学習施設管理運営協議会が、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第 138 号について御説明いたしました、慎重御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○工藤健委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。相馬委員。

○相馬純子委員 審査結果の「2 管理について」の「c. 職員の雇用・労働条件について」という項目について質疑したいと思います。

配点が 5 点のうち、候補者は 2.8 点というふうな点数で、3 点以下になって、摘要のところには、労働法令を遵守し、労働条件の向上に努める提案があったということで、ここの、何だろう、点数が低い理由と提案内容について伺いたいと思うんですが、よろしく願います。

○工藤健委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 担当課から説明させたいと思います。

○工藤健委員長 願います。

○福原崇教育委員会事務局浪岡教育課長 理由についてですが、今、ちょっと、手持ちで資料がありませんので、後ほど御持参したいと思っております。すみません。

〔相馬純子委員「分かりました」と呼ぶ〕

○工藤健委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 審査結果の 3 の a もしくは b に関わる話で、市民が要望を出したら、何か、ちょっと対応が悪かったという話が耳に入っております。反対するものではありませんが、ぜひ、こちらも御指導いただくよう願います。賛成です。

○工藤健委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第138号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

先ほどの理由については、速やかに、終わりましたら、お伝えしてください。

次に、議案第139号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市りんごセンター）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 議案第139号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市りんごセンター）」について御説明申し上げます。

議案第139号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

「1 対象施設」は、青森市りんごセンターであります。

次に、「2 選定方法」につきましては、「(1) 選定基準及び配点」の表に記載のとおり、評価項目を5項目とし、それぞれの選定基準及び配点につきましては、「1 管理運営全般について」が30点、「2 管理について」が50点、「3 運営について」が40点、「4 応募団体について」が5点、「5 効率性について」が30点としており、合計で155点を満点としております。

2ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、記載のとおりとし、最低基準点につきましては、3ページ中段になりますが、71点としております。

次に、「3 応募団体名」であります。青森農業協同組合の1者となっており、現在の指定管理者であります。

4ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、4ページから5ページにかけての表に記載のとおりとなっており、応募団体の得点の合計は114.18点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容など、評価のポイントを記載しておりますので、御参照ください。

最後に、選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、「4 応募団体について」及び「5 効率性について」を除いた点数が最低基準点、71点以上を獲得していることから、青森農業協同組合が、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第139号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜り

ますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○工藤健委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。相馬委員。

○相馬純子委員 同じ質問になりますが、「2 管理について」の「職員の雇用・労働条件について」の理由と、それから摘要の欄の詳細について伺いたいんですけれども、もしも資料がなければ、後ほどでもいいです。

指定管理については、この雇用や労働条件についてのポイントが低いので、この案件だけじゃなくて是正できるようにしていただきたいというのを要望いたします。

○工藤健委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 青森市りんごセンターでの具体の提案内容であります。適正な人事配置、当方が求める人事配置は行われております。それで、施設の特特殊性上、必要な手当等についても、取組が提案されております。

具体的には、青森市りんごセンター内でのフォークリフトの運転手当など、必要な手当が支給されているということで評価されております。

それと、全般的に低いという御評価でありましたけれども、これは、かかる人件費につきまして、募集の際にお示しした基準額に対して、基準額以上の手当という御提案があれば5点。それから、提案内容によって、4点、3点、2点、1点と機械的に評価されてしまいますので、その部分は各施設同率であります。

あとは、さっき言った、実際に手当が支給されているかどうかによって、加算がされるということの積み上げとして、私どものほうは、今、2.86点です。他の施設もお示しした基準額の手当に対して、どういう評価があったかということで、機械的な評価がされてしまって、基準点の——5点、4点、3点、2点と評価がつくので、見た目は低いように感じられるかというふうに思います。

○工藤健委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 理由については分かりましたが、やはり低いことは低いと思うので、何とか、手当や人件費、労働条件は改善できるようお願いします。

○工藤健委員長 ほかに御質疑、御意見等はありませんか。小熊委員。

○小熊ひと美委員 ちょっと教えていただきたいんですけれども、「4 応募団体について」、満点が5点で、本店の所在地が市内本店ということで満点の5点になっていますけれども、この狙いというのは何か、ちょっと分からないので教えていただけますか。

○工藤健委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 この青森市りんごセンターという、青森、特に浪岡地区の特産物を扱う施設でありますので、できれば市内の事業者の方に運営していただきたいと。市内の事業者から応募があった場合は5点としたという評価であります。

○**工藤健委員長** 小熊委員。

○**小熊ひと美委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**工藤健委員長** 小倉委員。

○**小倉尚裕委員** すみません、何点か。

まず、今の本店の所在地が5点、これは、ちょうど、私が前の議員のときに、浪岡の花岡荘が、青森市で初めて、秋田県の会社が本市に営業所——私は行ったんですけれども、全く、電話だけがあって契約をする者がいないという、実態が本当にあるのかというので、私は、前のときは反対しました。それが、いろいろ、青森市中小企業振興条例の中で、やはり契約をするというのは、あくまで本店もしくは契約の者がいるという会社でなければ、例えば、入札であり、指定管理であり、これは該当しないという中で、このように、本店の配点は5点というのは、非常に、私は、改めて、これはこういうふうになったんだなと思いました。

当時、5年前の花岡荘のときは0.01点の差でした。本当に0.01点の差で、浪岡にある団体が、今、運営している会社に、残念ながら、公募で上回れなかったという点があったので、今回の5点の配点というのは、非常に——改めて、本店の所在というのは、本店があって初めて市に税金が入りますので、税収の面で考えても非常に大きいと思います。

それで、あと、さっき万徳委員からパソコンの件があったんですけれども、たしか、CA——ガス冷蔵庫で、始まってから、たしか15年、16年、ずっと同じパソコンであったのを、今年度、備品の交換で、たしかパソコンを替えてもらったと思うんですけれども、これはどうでしたでしょうか。

○**工藤健委員長** 農林水産部長。

○**大久保文人農林水産部長** 御指摘のパソコンは、市役所で買替えをし、配備しております。

○**工藤健委員長** 小倉委員。

○**小倉尚裕委員** たしか、こういうふうな備品の扱いは、指定管理者ではなくて、あくまで市の備品であるというふうな認識がありましたので、今は、その確認でした。

まず、今回の提案の中で、私は、やはり、財務の健全性の部分が、今回の提案の中で最も大きいと思います。利用料金制を取っている本市の施設の中で、この利用料金制で黒字を出しているというのはこのCA冷蔵庫、ガス冷蔵庫だと思ったんですけれども、これはどうでしたでしょうか。

○**工藤健委員長** 農林水産部長。

○**大久保文人農林水産部長** 過去において、青森市りんごセンターは黒字で経営されておりますが、近年、光熱水費がかなり高騰しております。これらが影響しております。今年度については、今、最終的にどうなるかというのは、これからというところであります。

○工藤健委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 そういう中で、私も、この運営団体からもお話を聞く中で、やはり、本年度の概算の電気料が恐らく800万円以上は上がっていると。したがって、本来であれば、毎年、1000万円ぐらいの黒字の計上——特に、最近は、リンゴの価格の高騰を含めて、ガス冷蔵庫を活用したいという企業、そして、いろんな団体、個人の方が非常に多いというふうなお話を聞いています。

そういう中で、今回、この公募に当たって、電気料金は、今までは指定管理料に含まれていたと思うんですけども、これは、今回の提案ではどういうふうな形になったんでしょうか。

○工藤健委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 ここ数年の光熱水費の高騰に伴いまして、これは、経営上、非常に不安定な要素となっておりましたので、今回の募集からは精算項目として、光熱水費は取り扱うようにしております。

○工藤健委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 今回のこの変更にあたって精算方式を取ったというのは、私は、指定管理を運営する側からすれば非常に大きいものだと思います。

例えば、電気料、また、いろいろ、フォークリフト等を含めて、いろんな光熱費の高騰がある中で、こういうふうに電気料の部分を概算方式にしてみようというのは、非常に、いろいろ現場の声を聴いて、改めて、今回の審査にあたって、やってくれているんだなと思います。

それで、その中で電気料金なんですけれども、やはり、冷蔵庫を動かす部分の動力の部分とそして蛍光灯、通常の電気と両方あると思うんですけども、いろいろ、動力と通常の電気、この分の割合というのは分かりますか。

○工藤健委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 すみません。ちょっと、その資料は用意しておりませんでした。

○工藤健委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 分かりました。

動力は動力で、当然、冷蔵庫ですので、動力の電気料がかかります。それで、やはり、いろいろ、蛍光灯の電気、特に、冷蔵庫自体はかなり大きい建物ですので、これも、仮にLED化等をすれば、かなり電気料も下がるのではないかというふうに思っていますので、恐らく、この提案書の中でそういうふうに、電気料は精算払いというふうな形だと思いますので、そういう点は、恐らく、この提案書の中でもないんだと思いますけれども、こういうのも検討していただければなと思う中で、あと、最後に、先ほども申しましたけれども、今、これを利用する企業、そして団体が非常に多いと思います。この利用料金制度を取っている中で、黒字を非常に出している。当然、これから、例えば、黒字の場合の利益の精算方式も、今後、いろ

いろ検討していくと思うんですけども、この点はお話はしているのでしょうか。

○工藤健委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 過去5年間の指定管理料の中では、先ほど小倉委員からも御紹介ありましたとおり、大きな黒字の中で、市へ指定管理料を納める部分が800万円とか、900万円とか、基準額が大きくありましたけれども、今回、光熱水費を精算としたこと、また、かかる経費についても再計算したところ、基準額ではマイナス百数万円ということで、かなり縮小されております。

○工藤健委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 最後に、先ほどの職員の雇用・労働条件についてです。

やはり、青森市りんごセンターという性格上、当然、浪岡地区にある東部りんごセンターであり、また、いろいろ浪岡地区内のりんご移出業の方は、当然、様々、働き手が不足している。定期的に、外国人実習生、ベトナムの方も11名いらっしゃる。労働条件として、ここだけ労働条件を上げるというのも、全体の中で、非常に難しい部分があるんだと思うんです。

確かに、ここが、時給であり、日当を上げるとなれば、これは、この地域全体の雇用にも影響してまいります。ここが非常に難しいんですけども。なので、やはり、これは、全体のものとして、非常に、ある意味で特殊技能を要する仕事でもあります。りんごを選果するとかというのは、確かにロボット化もしていますけれども、個人で担う部分がまだまだ多い。そして、ある程度、経験が求められる。それで、同じ時期に、人の活用が一気に11月、12月、1月に集中をするというような部分で、やはり、職員の雇用・労働条件、この手当等の支給というのが難しいんだと思います。

CAガス冷蔵庫に、東部りんごセンターの農協の職員の方に来てもらう。これが、こっちが高くて、あっちが安いとなれば、これも非常に問題であると思いますので、こういう点は、ぜひ、地域全体の雇用にも関係しますので、いろいろ——青森農業協同組合であり、そしてりんご移出業の団体もあります。こういう点も含めて、できれば全体の底上げになっていければと思いますので、今後、ぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

○工藤健委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第139号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第140号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市幸畑墓苑）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 議案第140号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市幸畑墓苑）」について御説明いたします。

議案第140号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

「1 対象施設」は、青森市幸畑墓苑であります。

次に、「2 選定方法」につきましては、「(1) 選定基準及び配点」の表に記載のとおり、評価項目を5項目といたしまして、それぞれの選定基準及び配点では、「1 管理運営全般について」が35点、「2 管理について」が50点、「3 運営について」が40点、「4 応募団体について」が5点、「5 効率性について」が30点としており、合計で160点を満点としております。

2ページを御覧ください。

「(2) の個別項目採点基準」につきましては、記載のとおりとしておりまして、最低基準点につきましては、1枚おめくりいただきまして、3ページ中段になりますけれども74点となっております。

3ページ下段を御覧いただきたいと思っておりますけれども、「3 応募団体名」につきましては、一般財団法人青森市文化観光振興財団の1者となっております、現在の指定管理者であります。

4ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、表に記載のとおりとなっております、応募団体の得点の合計は117.11点となっております。なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容など、評価のポイントを記載しておりますので、御参照ください。

5ページを御覧ください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、「応募団体について」及び「効率性について」を除いた点数が最低基準点以上を獲得していることから、同団体が、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第140号につきまして御説明いたしました、慎重御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○工藤健委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第140号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第6号「物価高騰から事業者の営業を守るための支援金を求める請願」及び請願第8号「エネルギー・食料品価格等の物価高騰から事業者を守るための支援策を求める請願」の計2件につきましては、請願趣旨が類似しておりますので、一括議題といたします。

なお、採決は各案件ごとに行います。

それでは、これら2件の請願に対する市当局の意見等について、説明を求めます。
経済部長。

○横内信満経済部長 請願第6号「物価高騰から事業者の営業を守るための支援金を求める請願」及び請願第8号「エネルギー・食料品価格等の物価高騰から事業者を守るための支援策を求める請願」につきまして、関連があることから、一括して、市の考え方を御説明申し上げます。

請願第6号につきましては、「令和5年6月12日より申請受付を開始し、同年9月29日に申請受付を終了した青森市中小企業者等物価高騰対策応援事業を再度実施すること」、請願第8号につきましては、「令和5年6月に実施した青森市中小企業者等物価高騰対策応援事業及び青森市商店街振興組合等物価高騰対策応援事業を早急に追加実施すること」という内容であります。

市では、エネルギーや食料品等物価高騰の影響を受ける事業者・団体への支援といたしまして、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、令和5年6月から同年9月にかけて、国が示すメニューを踏まえ、青森市中小企業者等物価高騰対策応援事業や青森市商店街振興組合等物価高騰対策応援事業などを実施してきたところであります。

青森市中小企業者等物価高騰対策応援事業につきましては、市内に店舗・事業所等を有する公務を除く全業種の中小企業者・個人事業主等を対象に、本市が物価高騰対策として実施する他の事業者支援の助成金等を受給する者を除き、1事業者当たり、法人につきましては5万円、個人事業主につきましては2万5000円の応援金を交付したものであります。

実績でありますけれども、法人が2562件で、事業費ベースで1億2810万円、個人事業主が3745件で9362万5000円、合計は6307件で2億2172万5000円という実績になっております。

また、青森市商店街振興組合等物価高騰応援事業につきましては、市内の商店街振興組合等を対象に、1団体当たり5万円の応援金を交付したものでありまして、

その実績につきましては17件で85万円となっております。

国におきましては、令和5年11月29日に、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた事業者等に対しまして、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施するための交付金が盛り込まれた補正予算が成立したところであります。

経済部としても、事業者等は、今もなお、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けているものと認識しており、現在、前回実施した事業実績や国が示すメニューを踏まえ検討しているところであります。

説明は以上でございます。

○工藤健委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

採決については、各案件ごとに行います。

まず、請願第6号について採決いたします。

請願第6号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 御異議なしと認めます。

よって、請願第6号は、採択すべきものと決しました。

次に、請願第8号について採決いたします。

請願第8号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 御異議なしと認めます。

よって、請願第8号は、採択すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案等の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○工藤健委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、「青森市総合体育館ネーミングライツ・スポンサーについて」報告を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 青森市総合体育館のネーミングライツ・スポンサーにつきまして御報告申し上げます。

配付資料を御覧ください。

令和6年7月に供用開始する青森市総合体育館のネーミングライツ・スポンサー

につきまして、去る10月2日から11月2日まで募集いたしましたところ、1者から応募がありました。

副市長及び関係部長で構成する命名権者選定会議におきまして、応募者の経営状況、愛称、ネーミングライツ料、契約期間などにつきまして総合的に審査し、優先交渉者を選定いたしました。

「1 優先交渉者」及び「2 提案内容」についてであります。

命名権者選定会議による審査の結果、青森市総合体育館のネーミングライツ・スポンサーの優先交渉者は、株式会社角弘様に選定されました。

提案いただきましたネーミングライツ料は、年額1000万円、契約期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となっております。

「3 愛称」につきましては、現在、株式会社角弘様と契約締結に向けた協議中であるため、本日はお示しすることはできませんが、契約締結後にスポンサーから発表する予定となっております。

最後に、「4 主な愛称表示場所」についてであります。

看板等による愛称の表示場所につきましては、資料記載のとおり、建物の外壁やメインアリーナの横断幕、メインアリーナとサブアリーナの間に設置されるヨリドマの垂幕などを設置可能としておりますが、具体的には契約締結後、協議の上、決定してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等がありますか。小熊委員。

○小熊ひと美委員 ちょっと質疑したいんですけども、考え過ぎかもしれませんが、愛称が契約締結後にスポンサーから発表ということなんですけれども、これは、市は事前に知ることになるんですか。

○工藤健委員長 経済部長。

○横内信満経済部長 お答えいたします。

先ほど御説明したとおり、愛称も含めて、選定会議で審査しておりますので、我々は承知しております。

○工藤健委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 はい、分かりました。ありがとうございます。何か、後でとんでもない名前だったりしたら困るなと思って、ちょっと聞いてみました。

ありがとうございます。

○工藤健委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、『令和6年青森市中央卸売市場及び公設地方卸売市場初せり式』の開催について」報告を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 令和6年青森市中央卸売市場及び公設地方卸売市場初せり式について御報告いたします。

資料を御覧ください。

青森市中央卸売市場及び公設地方卸売市場では、毎年、その1年の活発な取引と市民の皆様への安全かつ新鮮な生鮮食料品等の安定供給、さらには市場及び関連事業者のさらなる発展を祈願するため、初せり式を行っております。

令和6年は、1月5日金曜日に開催を予定しており、主催は青森市中央卸売市場及び公設地方卸売市場開設者であります青森市となります。

開催場所は、青森市中央卸売市場内の水産物部・青果部・花き部の各卸売場において、資料記載の時間帯に初せり式を行います。

初せり式には、開設者であります市長及び市場関係者の皆様、市議会議長をはじめとした御来賓の皆様にご参加いただく予定としております。

委員の皆様におかれましては、年初めのお忙しい時期ではありますが、市場の活性化を共に祈願していただきたく、初せり式を御観覧くだされば幸いに存じます。

以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 公用車の事故について御報告申し上げます。

資料「事故の報告について」を御覧ください。

事故の概要についてであります。令和5年11月2日午前10時15分頃、荒川小学校敷地内におきまして、公用車を後退——バックさせた際に、後方確認を怠りまして、駐車していた相手方車両の左前方部と公用車の右後方部が接触し、相手方車両のフロントバンパー及び公用車の右テールランプカバーを破損させたものであります。

なお、相手方車両に搭乗者はおらず、また、搭乗しておりました職員にもけがはありませんでした。

事故発生後、速やかに相手方へ謝罪いたしますとともに、直ちに警察へ事故の届出を行っております。

教育委員会では、職員からの事故報告を受けまして、相手方の被害状況や保険の適用について確認し、現在、相手方と示談に向けて交渉中であります。

教育委員会では、これまでも、公用車の事故防止のため、細心の注意を払うよう職員に対し周知してきたところでありますが、事故が続いたことを受けまして、教育委員会事務局の全職員に対しまして、安全運転や安全確認を徹底し、より一層、事故防止に留意するよう指示したところであります。

以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和5年度青森市はたちのつどいについて」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 令和5年度青森市はたちのつどいについて御報告申し上げます。

委員の皆様には令和5年11月下旬に御案内を差し上げておりましたが、来年1月に開催いたします令和5年度はたちのつどいの実施概要について御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

「1 日時・対象者・テーマ」についてであります。日時は令和6年1月7日曜日、青森地区が11時から、浪岡地区が14時からの開催となります。

対象者は、平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、令和5年11月15日時点では、青森地区が2161人、浪岡地区が100人、合わせまして2261人となっております。

テーマは、「Rainbow～1人1人の道を～」とし、虹にそれぞれ色があるように、二十歳となる私たち一人一人も虹のような輝く人生を歩もうとの思いが込められております。

「2 会場」ですが、新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行いたしまして、個人の自主性の下、社会活動が活発化してきたことを受けまして、参加者に配慮し、中学校の同窓生だけでなく高校の同窓生とも会える場を提供できるよう、令和元年度以前の開催方法と同様に、青森地区はリンクステーションホール青森、浪岡地区は青森市中世の館での一斉開催といたします。

「3 主催」につきましては、令和5年度に二十歳を迎える方が中心となって組織しております青森市はたちのつどい実行委員会、青森市及び青森市教育委員会となり、4に記載のとおり、企画・運営も同実行委員会において行います。

次のページを御覧ください。

「5 開催内容」についてですが、資料に記載のとおり、(1)再会の広場、(2)式典、(3)アトラクションの3部構成となっております。再会の広場では、中学校卒業当時の恩師からのメッセージを展示いたしまして、多くの参加者が久しぶりに会う友人と語り合いながら学生時代を懐かしむ場とするほか、参加者が生まれた年から20年間の出来事などをまとめたパネルの展示を予定しております。式典におきましては、青森市長からの「はたちに贈る言葉」、はたちのつどい実行委員会代表によります誓いの言葉、そして青森市議会議長からの励ましの言葉を頂くこととしております。また、アトラクションにおきましては、よさこいチームによります演舞、

アイドルグループや学生サークルによりますパフォーマンスなど、資料記載の内容を予定しております。

「6 その他」についてですが、令和6年1月4日から1月8日までの間、やむを得ず当日式典に参加できない方や、写真撮影だけをしたい方も記念写真撮影ができるよう、アウガ1階駅前スクエアに、はたちのつどい記念写真撮影ブースを設置いたします。

委員の皆様におかれましては、年始のお忙しい時期ではありますが、二十歳を迎える方々の新しい門出を祝福していただければ幸いに存じます。

以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告についての御質疑、御意見等がありますか。柿崎委員。

○柿崎孝治委員 対象者への案内の仕方をお尋ねしたいのと、6番目の撮影ブースは去年も設置されて、対応はよかったと思うんですが、PRが少なかったのも、今回はしっかり行うと思うんですけども、このPRの仕方とかをお知らせ願います。

○工藤健委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 担当課に詳細を説明させます。

○工藤健委員長 はい、お願いします。

○東條英哲教育委員会事務局文化学習活動推進課長 文化学習活動推進課です。

PRの仕方につきましては、ホームページを考えております。

あと、二十歳の方への御案内は、はがきで御案内しております。

以上です。

○工藤健委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 そうすると、住所がこちらにない方も、ホームページ等でお知らせするという事でよろしいでしょうか。

○工藤健委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 住所がこちらにない方につきましては、はがきの御案内は行かないこととなりますので、ホームページ、あとは、友人の方々からの情報によりまして参加いただければと考えているところであります。

以上です。

○工藤健委員長 よろしいですか。それでは相馬委員。

○相馬純子委員 来年からはたちのつどいがリンクステーションホールと中世の館で行われるということで、大変うれしいな、よかったなというふうに思っています。

それで、企画・運営がはたちのつどい実行委員会というふうになっているんですけども、このテーマ、大変いいテーマだなと思うんですけども、このテーマ決めも実行委員会の皆さんがなさっているのか。

それから、青森地区と浪岡地区なんですけれども、それぞれ実行委員会があるの

かどうかお尋ねします。

○**工藤健委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** 御質疑にお答えいたします。

まず、テーマにつきましては、実行委員が案を何案か示しまして、実行委員のほうで決定したものであります。

それで、実行委員の持ち方、浪岡地区、青森地区ということでありましてけれども、基本的には、実行委員会は1つになっておりますけれども、浪岡地区につきましては浪岡教育課も関与した形で決めていっているというふうなことであります。

ただ、これまでも、青森地区、浪岡地区と2か所で開催しているんですけれども、1か所にしたほうがいいのかどうかというふうなこともありますので、今回、浪岡の方々には、ちょっとアンケート調査をしたいと考えているところであります。

以上です。

○**工藤健委員長** よろしいですか。相馬委員。

○**相馬純子委員** ありがとうございます。よい会になることを願っております。

○**工藤健委員長** 山本委員。

○**山本武朝委員** 記念写真の撮影ブース、今回もありがとうございます。これ、昨年は年末押し迫った頃に、渡部議員から要望を——参加者からありまして、本当に年末ぎりぎりのときに要望して、昨年、設置準備していただきました。本当にありがとうございます。

今回もこれ、早速——参加する方でも、何か、事前にここで写真を撮りたいというふうに言っておりましたので、ありがとうございます。

御礼です。

○**工藤健委員長** ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「証明書コンビニ交付サービスに係るスマートフォン用電子証明書への対応開始について」報告を求めます。市民部長。

○**佐藤秀彦市民部長** 証明書コンビニ交付サービスに係るスマートフォン用電子証明書への対応開始について御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

コンビニエンスストア等で住民票の写し等が取得できます証明書コンビニ交付サービスにつきまして、これまでの個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードに搭載された利用者証明用電子証明書に加えまして、新たにスマートフォンに搭載された利用者証明用電子証明書を利用したサービスが開始となります。

まず、「1 スマートフォン用電子証明書を利用したコンビニ交付サービス対応事業者」についてであります。株式会社ローソンと株式会社ファミリーマートとなっており、他の事業者につきましても、順次、対応予定となっております。

次に、「2 サービス開始時期」についてであります。令和5年12月20日水曜日から東京都内の各店舗において開始となり、令和6年1月22日月曜日から全国の店舗で開始となります。

「3 対象となる証明書」につきましては、当市のコンビニ交付サービスで現在も取得できます全ての証明書が対象となりまして、住民票の写し、印鑑登録証明書、各種税証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写しが対象となっております。

なお、このうち、印鑑登録証明書につきましては、令和5年第3回青森市議会定例会におきまして、青森市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御議決いただいたところであります。

「4 対象となるスマートフォン」につきましては、現時点ではアンドロイド端末のみとなっております。

なお、対象となるスマートフォンは、マイナポータルにおいて確認可能でありまして、また、スマートフォンへの電子証明書の搭載につきましては、利用者御自身によるマイナポータルからの登録が必要となっております。

5の市民の皆様に対する周知方法につきましては、まずは市のホームページ及びSNSへの掲載と、青森市内で全国店舗の展開に併せて、1月22日から全国店舗で展開が始まりますので、こちらに併せて、青森市内でのコンビニでもサービスが開始されますことから、「広報あおもり」1月15日号においてお知らせする予定となっております。

報告は以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告についての御質疑、御意見等がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 質疑はないものと認めます。

そのほか、理事者側から報告事項等がありますか。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 先ほど、相馬委員から御質疑がありました浪岡中央公民館の評価の件で御説明したいと思います。よろしいでしょうか。

○工藤健委員長 お願いします。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 審査結果の2の「c. 職員の雇用・労働条件について」、満点が5点のところ、2.8点という低い評価であるというふうなことでありましたけれども、まず、5点の評価の際は、普通という評価になりますと3点というふうになります。

それで、今回の提案では、基準額で人件費につきまして1593万2792円というふうなことでお示したところ、提案では1478万9140円と、こちらで基準額と示した金額に対して93%の提案であったというふうなことが、若干、低く評価されたというふうなことで、普通より下がったというふうなところでありました。

以上でございます。

○工藤健委員長 そのほか、理事者側から報告事項等がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** また、委員の皆さんから、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** ありませんので、では、以上をもちまして本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)